

製造業における特定技能外国人の受入れについて

経済産業省製造産業局総務課 課長補佐 池田陽子

全国各地で人手不足が深刻化する中、2019年4月1日より改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れが始まりました(※1)。新たな在留資格「特定技能」が制定され、まず受入れが行われる特定技能1号は、「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を要する業務に従事する外国人向けの在留資格で、在留期間は最大5年となります。経済産業省の所管では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、外国人材の受入れが行われていくことになっています。日本で働く外国人労働者はここ数年右肩上がりで増えており、昨年は146万人を超えましたが(過去最高)、そのうち約3割は製造業に従事しており、業種別では最大となっています。

こうした中、経済産業省では、5月28日に、施行後初めてとなる説明会を開催し350人以上の多くの方にご参加いただきました。説明会では、経済産業省(特定技能外国人受入れの制度概要)、厚生労働省(外国人の適正な雇用ルール)、金融庁(外国人の銀行口座開設)から、新制度運用にあたってのポイントを説明しました。説明会の模様は、後日、METI channelで公開する予定です。

特定技能外国人を受け入れる企業は、必要な在留資格申請に加え、経済産業省が組織する「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(協議会)」への参加が必須となっています。この協議会は、特定技能外国人の適正な受入れに役立つ情報共有などを行う場ですので、参加が必須となる受入れ企業だけでなく、登録支援機関や地方自治体など、幅広い関係者の皆様の任意のご参加も歓迎しています。

今後は、各地で事業者及び外国人からの相談に応じるための相談窓口の設置や、事業者向けセミナーの開催も予定しています(※2)。

「製造業における外国人材受入れに向けた制度説明会(5/28)」を開催しました

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190529006/20190529006.html>

60秒解説:外国人材受入れを検討中の製造業の皆様へ(5/28)

<https://meti-journal.jp/p/6019/>

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会へのメンバー登録はこちらから

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/kyogi-renrakukai-nyukai.html

(※1)なお、特定技能外国人1号案件としては、農業分野で2名(カンボジア人)が4月末に認定され、法務省から公表済みとなっています。

(※2)相談窓口の設置とセミナーの開催見込みについて
詳細決定次第、経済産業省ホームページで公表予定となっています(本事業の委託先:三菱UFJリサーチ&コンサルティング)。

①相談窓口の設置(事業者向け)

- 実施予定時期:2019年6月-2020年3月
- 場所:札幌、仙台、新潟、金沢、さいたま、千葉、東京、横浜、名古屋、大阪、広島、高松、福岡(※JTBと連携)

②セミナーの開催(事業者向け)※受入れノウハウに関する情報提供

- 実施予定時期:2019年7月-8月
- 場所:札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡

③相談窓口の設置(外国人材向け)

- 実施予定時期:2019年7月-2020年3月
- <コールセンター式>
- 対応言語:日本語、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語
- <店舗対面式>
- 場所:仙台、東京、名古屋、大阪、京都、福岡(※JTBと連携)
 - 対応言語:日本語、英語、中国語